



CASE

04

多様な職業紹介サービスが 受けられるようになりました。

(職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進)

規制改革前

有料職業紹介事業者は、年収1,200万円を超える経営管理者、科学技術者等一定の者以外からは、手数料を徴収してはならず、事業者は求人手数料を負担する企業が必要とするサービスしか提供できませんでした。また、ハローワーク業務の民間委託もそれほど進んでいませんでした。

規制改革後

2004年3月から、年収要件を1,200万円から700万円に引き下げるとともに、年収700万円を超える熟練技能者からも手数料を徴収してもよいことになり、求職者のニーズに沿ったサービスが提供できるようになりました。また、2004年度からは、ハローワークで長期失業者の就職を支援する業務が、民間に委託されています。

規制改革の効果

有料職業紹介事業者により、求職者のニーズを一層踏まえた職業紹介が行われることが期待されます。また、民間委託によって、多様な失業者就職支援サービスが期待されます。

国において、民間事業者の創意工夫を活用して、長期失業者の安定した雇用の実現を図るため、右記の業務を包括的に民間委託。

- ①再就職の実現度を高める業務
- ②職業紹介による就職の実現を図る業務
- ③就職後の職場定着支援業務